

令和7年度第3回 京丹後市男女共同参画審議会 会議録

- 1 開催日時
令和8年3月23日（月） 午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所
京丹後市役所峰山庁舎2号館 2階 221会議室
- 3 出席者
＜審議会委員＞
稲葉委員、上田委員、志水委員、大木委員、丸田委員、蒲田委員、藤村委員、
藤井委員、江浪委員、藤原委員
＜事務局＞
市民環境部 志水部長
市民課 平林課長、小森補佐、岡崎主事、河田主事
- 4 報告
パブリックコメントについて
- 5 議題
第3次京丹後市男女共同参画計画の最終案（答申案）について
- 6 公開又は非公開の別
公開
- 7 傍聴人の人数
0人
- 8 要旨
以下のとおり

●定数報告

出席委員数は10人／15人。京丹後市男女共同参画条例施行規則第14条第2項の規定により、本会議は成立する旨報告。

●議事内容

会 長： それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、スムーズな進行についてご協力をよろしくお願いいたします。では議事に入る前に、会議録確認者2名を指名させていただきます。

●会議録確認者

上田委員、大木委員

会 長： それでは次第に沿って進めたいと思います。次第4「報告」について、事務局からお願いいたします。

(事務局説明)

報告 パブリックコメントについて 資料1

会 長： ただいまの事務局からの報告に関しまして、何かご意見、ご質問があればお願いします。資料の8項目のところ、市民の方からご意見があつて、それを反映したのが50ページの記載ということですね。皆様、いかがでしょうか。

委 員： パブリックコメントの反映状況は、最近の傾向としては妥当な範囲だと感じます。しかし、もう少し積極的に意見が反映されても良いのではないかという気もいたします。

会 長： 他に何かご意見やご質問はございませんか。この報告に関して、何かございましたらお願いいたします。

委 員： 私も、記載内容の方向性としては問題ないと考えております。しかし、昨今の性的マイノリティに関する社会情勢は非常に注目されており、今回のパブリックコメントで明確に意見が寄せられ、それに対して市が対応された部分について、ボリュームや表現に懸念がございます。

この意見を寄せられた方は、勇気を持って回答されたことと推察されます。今後もパブリックコメントを活性化していくことを考えると、もう少し踏み込んだ記述があつても良いのではないのでしょうか。

現状の記述は、広い範囲を網羅するような書き方で、「多様な性のあり方への理解を広げるため」という表現自体は良いのですが、背景が薄く、メッセージが伝わりにくいと感じます。特に、他の項目、例えば「学校等における男女共同参画教育の推進」に関する記述は非常にボリュームがあり、その必要性が丁寧に説明されています。それと比較すると、この項目は背景説明が不足しているように見受けられます。

このままでは、一般の方が読んだ際に、市がこの意見に対して「あまり興味がないのではないか」と受け取られかねない懸念があります。記載内容の方向性自体は問題ないため、他の記載内容とのボリュームバランスを考慮し、少なくとも「興味がない」と誤解されないような配慮が必要だと感じます。

具体的な提案としましては、性的マイノリティの現状を詳細に記述する必要はありませんが、社会的な情勢として、現在どのように認識され、関心が高まっているのかといった背景を、インターネット等で情報収集し、記述の「前段」に「クッション」として加えるイメージです。現状の「多様な性のあり方への理解を広げるため」という書き方自体は変更せず、その手前に、なぜこの記述が必要なのかという背景を補足するだけで良いと考えます。他の項目は必要性が十分に書かれているため、この項目も同様に、背景説明のボリ

ュームを確保していただきたいと存じます。

委員： さらに申し上げますと、計画案の中に高齢者の生きがいや障害者、外国人に関する項目があることを踏まえるならば、性的多様性についても1つの独立した項目として増設しても良いのではないかと考えます。その方が、より具体的に内容が見えてくるのではないのでしょうか。

委員： この記載では、具体的に「誰に対して」あるいは「誰が」という表現が不足しており、内容が曖昧に感じられます。他の項目では主体が明確に記述されているのに対し、この項目だけが漠然としすぎているため、意見を提出された方が、対応が不十分であると感じてしまわないか懸念いたします。

委員： 56ページでいただいた意見が、50ページに反映されているという点も気になります。ページが異なることで、意見が意図した通りに伝わっているのか、適切に反映されているのかが分かりにくいと感じます。

事務局： 国の第6次男女共同参画基本計画が3月13日に閣議決定されましたが、その中の第7分野に「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と、多様性を尊重する環境の整備」という項目がございます。この中で、性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別に関する事等のような属性を理由とした社会的困難を抱えている方々についての理解を深める啓発が必要であると明記されています。

本市には別途「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」があり、その中で弱者や少数派とされる方々（障害のある方、外国人など）の人権を尊重する計画がございます。この計画には、国の方針を受けて性的マイノリティに関する取り組みも新たに追記される予定で、具体的な施策としては、策定を予定している「第3次京丹後市人権教育・啓発推進計画」において、性的マイノリティに関する具体的な施策を明記する方向としています。

男女共同参画計画においても、国の方針と同様に困難を抱える方々への施策が求められておりますが、本市としては、まずその方々が困難から抜け出すために「周りの理解を広げること」が先決ではないかと考えております。性的マイノリティの方々が生きづらさを感じない世の中にするためには、市民の皆様の意識啓発が重要であるとの考えから、第3次計画では、教育部分に意識啓発の取り組みを盛り込ませていただいている次第です。

委員： しかし、それだと教育という側面だけで完結してしまい、行政として、例えば同性婚の承認など、社会で進んでいる多様な対応をどう進めていくかという施策の視点が抜け落ちてしまいます。行政としての姿勢を示すためにも、56ページの方で1項目増やすなど、行政の施策としてどのような取り組みをしていくかを考えるきっかけとなるような文言があれば、より前向きな計画に見えるのではないのでしょうか。どこまで実現可能かは

別として、この意見を出された方にとっては、もう少し踏み込んだ対応を期待されるかもしれません。

委員： このパブリックコメントをしっかりと活かすことは、我々が大切にすべきことです。本来であればもっと多くの意見をいただきたいところですし、こういった意見を丁寧に拾っていかないと、今後コメントを寄せてくださる方が減ってしまうでしょう。期待を込めて書いてくださった意見だと思しますので、まずは56ページに記載されている内容と真摯に向き合っていただくべきではないでしょうか。

委員： 既存の反映箇所は良いのですが、56ページの方に1項目追加することで、パブリックコメントに対して市が真摯に検討した姿勢が見えます。行政としてどう取り組んでいくかという姿勢も示せるため、意見を提出された方も「よかった」と感じられるのではないのでしょうか。それは行政の判断に委ねますが。

委員： 時間的な制約を考慮し、本審議会で最終案として取りまとめることを考えると、基本方針Iの既存の記述に加筆して対応するのが、現状で最も現実的な方法だと感じます。56ページに追加する方法は、計画全体の方向性まで変える必要が出てくるため難しいでしょう。理想を言えば、56ページにも記載していただくことで、教育面と行政の姿勢を網羅できるため、その方が良いとは思いますが。しかし、今の審議状況を考えると、基本方針Iに加筆し表現を調整するだけでも、見え方は大きく変わるのではないのでしょうか。

事務局： では、委員がおっしゃっていただいた通り、追記部分の前段に背景を記述する形で対応させていただきます。

委員： このような文面に対して、他都道府県や京都府内での事例はございませんか。公に記述する難しさは理解できますが、やはりきちんとした言葉で示すべきだと思います。しかし、あまり細かく書きすぎると、かえって難しい側面も出てくるかもしれません。参考となる情報があれば、より検討しやすくなります。

委員： 性的マイノリティの方のなかには感度が高い方もおられると思います。表現の仕方を間違えると意図が伝わらない可能性があります。現状できることとしては、他の事例を参考にしながら加筆していただくことが最も良い方法だと考えます。

事務局： 参考に、福知山市の性的マイノリティに対する施策をご紹介します。「性的マイノリティを含む多様な性への理解を促進するため、市の広報や講座、セミナーを通して啓発を行います。」

次に、三田市です。「市民や子どもに対して身近な場所に性的マイノリティの人がいることに気づき、理解が進むよう、啓発活動や学習機会を提供します。性的マイノリティの

人たちが社会生活を営む上で、困難や問題となることを解消できるよう、相談体制の充実を図ります。」

大東市です。「多様な性のあり方やセクシャル・マイノリティへの理解を深めるための教育や啓発を推進します。」となっております。

委員： 大東市の表現が分かりやすく良いと思います。おそらく、「性的マイノリティ」という言葉が使われているかどうかポイントだったのではないかと感じます。

事務局： やはり「性的マイノリティ」という言葉は、非常にデリケートで慎重に取り扱うべき部分であるとの認識から、これまであえてその言葉を避け、「多様な性のあり方への」という表現に留めておりました。しかし、委員の皆様がおっしゃるように、そこはもう「性的マイノリティ」と明記すべきだというご意見ですね。

委員： マスコミでは「性的マイノリティ」という言葉はいくらでも使われているのですから、そこまで過度に気にする必要はないと思います。

委員： 私も直接的な表現は避けておりましたが、このように計画に明記していただくことで、意見に対して市が真摯に対応してくれたという認識に繋がると思います。

事務局： それでは、「多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を広げるための啓発活動や教育を推進します。」という文言でよろしいでしょうか。

委員： その表現であれば、学校教育課や生涯学習課が担う教育という部分にも繋がりますね。

委員： これにより、様々な可能性が広がったと思いますので、良い案だと考えます。

会長： ありがとうございます。そのページの該当箇所に、ただいま合意した文言を付け加えていただければ、より分かりやすくなり、この意見を提出された方にも、ページは異なりますが反映されたことが伝わるのではないかと思います。他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、次に進ませていただきます。それでは議事に入りたいと思います。最初に議事1「第3次京丹後市男女共同参画計画の最終案（答申案）について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局説明）

議事 第3次京丹後市男女共同参画計画の最終案（答申案）について

資料2

追加資料

会長： ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見、ご質

間がございましたらお願いいたします。

委員： 59ページの重点目標において、No. 1「社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合」の目標値が「現状値以上」となっておりますが、他の項目でも「現状値以下」や「現状値以上」といった記載が見受けられます。これでは目標値として曖昧ではないでしょうか。

例えば、以前は50%という具体的な目標値があったにもかかわらず、それが今回消えた場合、国が目標値を削除したからとあって、京丹後市もそれに倣って具体的な目標を掲げないというのは、市民から見て「自分たちはどうでもいいのか」と受け取られかねません。以前50%と設定していた経緯を振り返る必要もあるのではないのでしょうか。このような「現状値以下」や「現状値以上」といった曖昧な表現ではなく、市として明確な数値目標を設定すべきだと考えます。

国の審議会などでも、達成が困難と思われるような高い目標値が設定されることがありますが、それはあえて目標を高く掲げることで、その目標達成に向けて牽引しようとする強い意思の表れだと認識しております。したがって、「現状値」という表現に留めてしまうと、一体何を達成したいのかが不明確になり、数値目標として掲げる意味が薄れてしまいます。達成が100%や150%といった高い目標でなくとも、例えば50%といった具体的な数値を設定することで、目標達成に向けた進捗を客観的に評価できるようになるのではないのでしょうか。やはり、一定の具体的な数字は設定すべきだと考えます。

また、60ページの重点目標No. 15「ストレスがあった人の中で相談していない人の割合」についても、「現状値以下」ではなく、せめて10%や5%といった具体的な目標値を設定していただきたいと存じます。

No. 17「介護離職をしなかった人の割合」では、目標値が「現状値以上」とされています。現状値が全国平均と比較して高いのか低いのかは分かりませんが、市として介護離職を減らすためにどのような施策を講じ、どのような援助や支援ができるのか、具体的な取り組みと連動させるべき項目です。これは家族内の問題に起因することもあるかもしれませんが、市として具体的な数値目標を設定することで、例えば「介護離職せずに80%の人が仕事を継続できた」というような目標達成度が明確になります。「現状値以上」という曖昧な目標では、65%の到達や0.1%の増加でも達成と見なされ、その後の自己評価をA B C Dでつける際にも適切な評価が困難になるのではないのでしょうか。やはり、具体的な数値目標を設定すべきだと強く申し上げます。

事務局： ありがとうございます。No. 15とNo. 17の目標値につきましては、それぞれ参照している別の計画の目標値となっております。No. 15は、第3次京丹後市健康増進計画の目標値であり、No. 17は、第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の目標値です。これらの目標値は、現時点では具体的な数値を明記することが難しい状況です。しかし、今ご意見をいただきましたNo. 1の目標値「現状値以上」については、以前と同様に50%という具体的な数値に戻させていただくことでよろしいでしょうか。

委員：今の事務局のご説明ですと、No. 1については担当課が市民課であるため50%に引き上げが可能である一方、他の2項目については担当課が異なるため、現時点では判断できない、というご認識でしょうか。

しかし、この計画の次の図には、推進体制として各課が連携して取り組むと明記されています。であるならば、関係課と連携し、具体的な数値目標を設定できるよう協議していただくべきだと考えます。現時点で可能かどうかは私には判断できませんので、ぜひご検討をお願いいたします。

事務局：はい、連携については今後も図っていく予定でございます。

委員：つまり、これらの数字は各担当課が策定した別の計画や指針に基づいているため、そこに具体的な数値目標が設定されていない場合は、「現状値以上」や「現状値以下」という表現にならざるを得ない、ということでしょうか。しかし、これでは後で自己評価を行う際に、何をもってB評価とし、何をもってC評価とするのが不明確になってしまいます。

事務局：はい、おっしゃる通りです。しかしながら、これらの目標値は、本計画とは別の担当課が策定し、既に位置付けられている計画の目標値を引用しているものです。そのため、現時点において、その数値を変更することは非常に困難な状況でございます。

これらは他課が担当する計画の目標値として既に定められているものを、本計画に落とし込んでいるため、現段階で直ちに数値を変更することは難しい状況です。しかし、今後も関係課との連携を密に図ってまいりますので、例えば他課の計画が更新される時期や、取り組み状況の報告を受ける機会などにおいて、今回いただいたご意見を当課からもお伝えし、計画の見直しが行われる際には、数値目標の設定も含めて検討していただけるよう働きかけてまいります。現段階での変更は困難であること、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

委員：本来であれば、これらの項目にどのような数値目標を設定できるかについて、事前に各担当課と協議しておくべきだったのは行政の役割ではないでしょうか。

事務局：おっしゃることはよく理解いたします。しかし、現時点ではこのような形で計画を進めさせていただいておりますので、今回のご意見は今後の参考にさせていただきます。この部分に関して、これ以上の変更は現段階では難しい状況です。

委員：細かい部分について意見を述べさせていただきます。18ページ目の「女性自身の管理職への参加意欲」のグラフを見ると、平成26年から令和6年まで状況があまり変化していません。このことから、いずれかの段階で女性自身の意識改革を図るような施策が必要になるのではないかと感じます。これは今回の計画ではなく、将来的な課題として考えてい

ただきたい点です。

次に20ページについてですが、「休業による経済的な不安などから、従業員が利用を望まない」といった理由で制度が利用されていないという記述があります。企業に対しては様々な支援や補助金制度があるはずですが、例えば、中小企業向けの助成金など、多くの制度が存在しますので、行政として、これらの支援策を数値目標に含める必要があるのではないのでしょうか。そうした制度を周知していくことは、男性の給料だけでなく、女性も含めた働き方を支援する上で重要だと考えます。

もう1点、60ページの重点目標No.16「何らかの地域活動を実施している人の増加」についてです。現状値に対して、男女ともに80%という数値目標はかなり高いと感じます。これは上位規定の計画から引用されている数字なのか、あるいはどのような判断でこの数字が設定されたのか、その根拠を知りたいと存じます。

事務局：健康推進課が担当している計画で掲げている数値目標を、本計画の数値目標として設定しております。

委員：では、担当課が数値目標として設定した、その具体的な根拠があるということですね。この「何らかの地域活動に参加している人の割合」という指標の、基準となる活動の定義についてお伺いします。

例えば、老人ホームのような施設に入所されている方が、施設内でレクリエーションや交流活動に参加することも、この「地域活動」に含まれるのでしょうか。もしそうした活動を除外した場合、身体的な制約がある方々は参加できないことになってしまいます。どのような判断基準で80%というかなり高い数字を設定されたのか、その点が気になりました。老人ホーム内でのお話やゲーム、体操なども活動として含めるのであれば可能かもしれませんが、それを超えるような活動となると、どのような数値になるのか疑問に感じました。

事務局：担当課に照会し、回答が得られ次第、皆様にお知らせいたします。

委員：38ページから40ページの第2次計画の重点目標の達成状況についてです。No.9「就業者における家事従事時間の男女格差」が平成28年度から令和6年度で3分超過したため、評価結果がD「平成28年度時点から後退している」とされていますが、単純にそのように評価してしまって良いのでしょうか。わざわざ評価基準をDまで設定する必要があるのか疑問に思います。平成28年度実績よりもわずかに後退しただけでD評価となるのであれば、C評価とD評価で実質的な違いはないのではないのでしょうか。数字を見れば状況は理解できると考えます。

既に設定されているのであれば仕方ありませんが、No.11「家庭経営協定の締結農家数」についても、農家の減少など様々な背景要因があるはずですが、これを指標として設定すること自体が適切だったのか疑問に感じます。計画は過去のものであり、今変更はできませんが、農家を辞められる方が多ければ、この数値が増えることはありません。確かに、建

前上は良い取り組みですが、「すごくよくできた」「まあまあできた」「できなかった」がすべて同じ評価になってしまうような印象を受けます。

事務局： 委員がおっしゃる通り、どこまで厳密に評価するかという点だと思います。今回の評価は、提示されている4つの項目内で整理させていただいておりますので、何卒ご理解いただければと存じます。また、今後の取り組み状況の報告の際には、委員のご意見も踏まえながら検討させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

会 長： 他に何かご質問やご意見はございませんか。

事務局： 先ほどの60ページNo. 16「何らかの地域活動を実施している人の増加」の目標値、男性80%・女性80%の根拠についてのご質問だったかと思います。「健康日本21（第2次）」という国の計画がございまして、その目標値が80%となっております。その目標値を参考に、第3次京丹後市健康増進計画の目標値として設定しているものです。ご質問いただいた数値の基準となる内容については、改めて確認させていただきます。

委 員： アンケートに回答している方々は、回答できる状態にある、比較的元気な方々ではないでしょうか。もしかすると、老人ホームに入所されている方や介護を受けている方々の方が、互いに多様な活動を行っている可能性も考えられます。このアンケート結果と80%という目標値を、元気で働いている忙しい方々のみを対象とするのであれば、年齢層別に分析しないと、この数字だけで評価することは難しいと思います。担当課が保有するデータと照合しつつ、この指標が適切であるかどうかも含めて、検討していく必要があるのではないのでしょうか。

委 員： この第3次京丹後市健康増進計画のアンケートは、何年から何年の期間のデータに基づいているのでしょうか。

事務局： アンケート調査は、京丹後市健康増進計画アンケート調査の令和2年度の数値から、現状値が算出されております。なお、第3次京丹後市健康増進計画は、令和4年度から令和8年度までの5カ年計画となっております。

会 長： 他に皆様、ご意見はございませんでしょうか。

委 員： 59ページのNo. 7「審議会等における女性委員比率」について、現状値に比べて目標値が下がっているのはなぜでしょうか。

事務局： 次の60ページの※5に記載しておりますが、今後は現状値を維持することとして計画を推進してまいります。国が示しているのは、40%以上60%以下で、どちらか一方に偏

らないよう、女性委員ばかりになったり、男性委員ばかりになったりしないように定められているためです。

委員： 40%は、第3次京丹後市総合計画で掲げている目標値ですよ。これに合わせられたのではないですか。やはり、総合計画と整合性をとっておかないとおかしいのではないかと思います。

委員： 総合計画を策定した2023年度の実績が38.3%であり、2028年度の目標が40%となっているため、これで良いと考えております。

委員： 今、委員がおっしゃっていただいたように、第2次の現状を踏まえて総合計画にも40%と掲げられているのであれば、本計画も40%と掲げるべきです。

会長： 確かに、この冊子の数字を見ると、「なぜ目標値を下げるのか」と疑問を感じる市民もいるかもしれません。一般の市民が総合計画まで確認するかどうかは分かりませんが、先ほど委員がおっしゃったように、数字の持つ力は非常に大きく、明確な数値が示されていると、それが下がっていると「削減するのか」という印象を与えかねません。

委員： したがって、※5には、「総合計画の目標値に合わせている」旨を記載する方が分かりやすいと思います。そもそも、総合計画との整合性が重要です。総合計画で40%とされているのに、本計画で異なる数値が示されていると、あたかもここで独自に算出しているかのように見え、連動していないとおかしい印象を与えます。

事務局： それでは、総合計画に合わせて40%とし、※5で総合計画との整合性をとっている旨を記載する形で対応させていただきます。

会長： 他に何かご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

委員： これで立派な計画ができたわけですが、結局はそれを実行するかどうか最も重要だと考えます。絵に描いた餅で終わらせず、施策としてどのように実行していくかが問われます。国際交流協会も、京丹後市における外国人の増加に対応しており、現在600人以上の外国人が暮らしている状況です。協会では、市民と外国人との交流や学習の機会を計画したり、相談体制を整えたりして活動しておりますが、この計画もいかに具体的に実施していくかという点が非常に大切だと感じます。

会長： 他に何かご意見はございませんでしょうか。では、大体意見も出揃ったようですので、次に進みたいと思います。

この計画案については、本日最終答申として取りまとめる必要がありますので、この計画

の賛否について、皆様にお諮りしたいと思います。条例施行規則第14条第3項の「審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長に決するところによる」という規定に基づき、多数決をとりたいと存じます。

それでは、本日審議いただきましたこの第3次計画最終案をもって、中山市長への本審議会の最終答申とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成全員)

会 長： ありがとうございます。賛成全員ということで、これを京丹後市男女共同参画計画案として、本審議会から中山市長に答申したいと思います。

では、次に、議事3「その他」ですが、事務局から何かございますか。あれば、説明をお願いいたします。

事務局： 本日の議題につきまして、本審議会としてご承認いただき、誠にありがとうございます。今後の日程につきましてご説明いたします。3月26日に丸田会長から市長へ答申書を提出していただきます。翌日の3月27日には、市議会総務常任委員会へ報告を行います。その後、市において計画最終案の書面決裁を経まして、正式に計画策定となる予定でございます。

会 長： ありがとうございます。委員の皆様の方から何かございませんでしょうか。先ほど委員からも申し上げられましたように、本当に絵に描いた餅で終わらせず、この計画に基づいてしっかりと実行していくというご意見も出ました。他に、これだけは言っておきたいという方はおられますか。

委 員： 私が見ていると思うのは、やはり相談する課がそれぞれ異なる点です。確かに相談内容も多岐にわたりますが、相談の過程で、また別の質問が生じる可能性もあります。その場合、市民の方々に「商工振興課へ行ってください」「教育委員会の方へ行ってください」と案内することになるのでしょうか。例えば、「仕事を探したいのですが」と相談に来た市民を、商工振興課へ案内することになるでしょう。

私が申し上げたいのは、相談窓口についてです。京都府や国もそうですが、男女共同参画局や男女共同参画課といった専門部署を設けています。ですから、京丹後市においても、相談窓口を1つに集約した方が、市民にとって相談しやすい環境が整うのではないかと、というのが私の提案です。

事務局： まず、行政相談や弁護士相談、女性相談といった様々な相談窓口は、市民課が最初の窓口となっております。市民課では、相談内容をじっくり丁寧にお聞きし、どこの窓口にお繋ぎするのが最適かを判断し、ご本人にご納得いただけるようご案内させていただいております。

委員： 市民の意見としては、やはり窓口を1つに集約していただき、その担当者がしっかりと勉強し、あらゆる相談に対応できるようになってほしいというのが私の意見です。あちらへ行ったりこちらへ行ったりと案内されるのではなく、男女共同参画課のような専門の課を設けていただき、そこで全ての相談を聞いていただけるような窓口を作ってはいかがでしょうか、という1つの提案です。

事務局： 委員がおっしゃるように、それが市民にとって最も良い、いわゆるワンストップの窓口に繋がるものだと認識しております。そこは行政としても非常に重要な視点であると認識しており、ご意見としてお伺いいたします。

しかしながら、現在、庁舎の配置変更などもあり、どうしても横の連携が手薄になる部分がございます。そこは今後の課題としながらも、解消できるよう検討していきたいと考えております。

委員： 質問ですが、市民課の方では男女共同参画の担当者を設定されていると存じますが、それは職員の皆様をご存知のこと、という認識でよろしいでしょうか。例えば市民課へ行き、「そういった相談がしたいのですが」と話した時に、「分かりました、担当者呼んできますね」という対応が、どこまで認知されているのかという点です。

これは私どもの団体の都合で大変申し訳ないのですが、今回私が担当に代わった際、市民課に2回電話させていただき、「男女共同参画の審議会についてお話したいのですが、ご担当の方はいらっしゃいますか？」とお尋ねしたところ、かなり慌てていらっしゃる様子で、あまり聞き慣れていないのかなと感じました。おそらく、担当者レベルでも市民課という括りではあるものの、市民課が「何でも屋」というか、受付の間口を広くとりすぎていて、働かされている皆さんが対応しきれないほど多くの業務を抱え、割り振りが困難な状態になっているのではないかと推察いたします。これは、私が問い合わせた際の経験からの感想ですが、そうした周知の徹底は、課を設定することと同様に、まずできることとして非常に重要だと感じました。

委員： 最近の市の事務的な状況についてですが、結局、職員の机が固定されておらず、2週間に1回くらい全く違う場所に配置されて、コミュニケーションを図りながら仕事をしているという話を聞いています。私たちもいろいろな課に行くのですが、担当者がどこにいるのか分からないのが一番困ります。

以前は座席表があってどこにいるか分かったのですが、今は、課の中にはいるものの、座席が全く異なり、自分の机を持たないという状況です。今の社会がそうなのかもしれませんが、パソコンだけ持って仕事をし、資料は別のロッカーに入れているようです。なかなか対応が大変だと感じますが、私たちは市民局が完全な窓口だと認識しているので、市民局に全てを伝えていきます。市民局が各課に繋いでくれるという話なので、困った時は市民局に連絡すれば、土木課や水道課、市民課など、どこへでも繋いでくれるという形で市は運営されて

います。

昔のように「ここは何課だから全て対応します」という働き方は、今の公務員にはありません。1つの机で異動するまで同じ場所、ということもありません。ずっと見ていると、住民としては「誰を探せばいいのか」という感じで非常に困るのですが、そういうやり方をされているため、職員もおそらくあまり慣れていないと思います。自分のものは自分のロッカーに置いているのですが、これまでのやり方が全く変わってしまったので、昔のように役場に行けば担当者がいて相談できた、という状況ではなく、不便だと感じています。ただ、慣れれば対応できるのかもしれませんが。

事務局： 新しい働き方として、フリーアドレスという形になっており、1人1台パソコンで、自由に席に座って仕事をする形になっています。確かに委員がおっしゃるように、ご不便をおかけしていると感じております。

お越しいただいた際、まず1階のフロアは市民課、保健事業課、税務課、峰山市民局、社会福祉協議会というように、大体の配置が決まっており、とんでもなく遠い場所に座るということは、1階のフロアではございません。一番市民に近い1階の窓口については、エリアを大体決めておりますので、市民課エリアにお越しいただきましたら、男女共同参画の担当者もおりますし、人権の担当者もおります。窓口は窓口で固まっておりますので、あまりご不便のないよう、1階としては大体のエリアを定めております。しかし、やはり市民の方も職員もそうですが、慣れていただくのが一番でございますので、ご不便をおかけしますが、今後ともよろしく願いいたします。

お電話につきましては、代表電話にかけていただくと、どうしても総務課や政策企画課が代表で受けることとなります。そこから男女共同参画の担当者へと繋ぐ形となりますので、少々ご不便だったかもしれませんが、市民課に直接お電話いただければスムーズかと思えます。

副会長： やはり市民の方が期待を持って来庁された際に、職員が慌てているような様子を見せると、不安を感じてしまうものです。どちらかという、「あまりそういうニーズがないのか」「あまりそういった取り扱いがないのかしら」といった印象を与えてしまうこともあるため、行政は縦割りで難しい部分もありますが、なんとか届く範囲で周知を徹底していただければと存じます。

会長： 他に、よろしいでしょうか。これで議事は終了したいと思います。

スムーズな進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。ではマイクを事務局にお返しします。

事務局： ありがとうございます。初めにお伝えしましたように、本日第3回目の審議会ということで、今日ご意見をいただいた内容を最終修正させていただき、今後、会長から市長の方へ答申していただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

おっしゃる通り、今後10年間この計画で進めていく形になります。委員からもご指摘いただいたように、計画で終わるのではなく、やはり実行に移していくことが本当に重要なことであると認識しておりますので、その点をしっかりと肝に銘じながら進めていきたいと思っております。この審議会は年に1回、そういった形で計画の進捗をチェックしていただく場にもなりますので、その際にはまた忌憚のないご意見をいただけたらと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、これで本日の審議会は閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

●閉会